

鹿角市告示第 36 号

地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則第 114 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：ペットボトルキャップリサイクル事業洗浄分別 業務 委託期間：平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
(2) 契約の相手方の氏名 又は名称	特定非営利活動法人 鹿角親交会 代表 西 文雄
(3) 契約を締結した日	平成 31 年 3 月 29 日
(4) 契約金額	ペットボトルキャップ洗浄・分別 100 円/kg ペットボトルキャップ運搬 15,000 円/回
(5) 契約の相手とした理由	国等による障害者施設からの物品等の調達の推進に関する法律第 4 条第 1 項による。

平成 31 年 3 月 29 日

鹿角市長 児 玉

